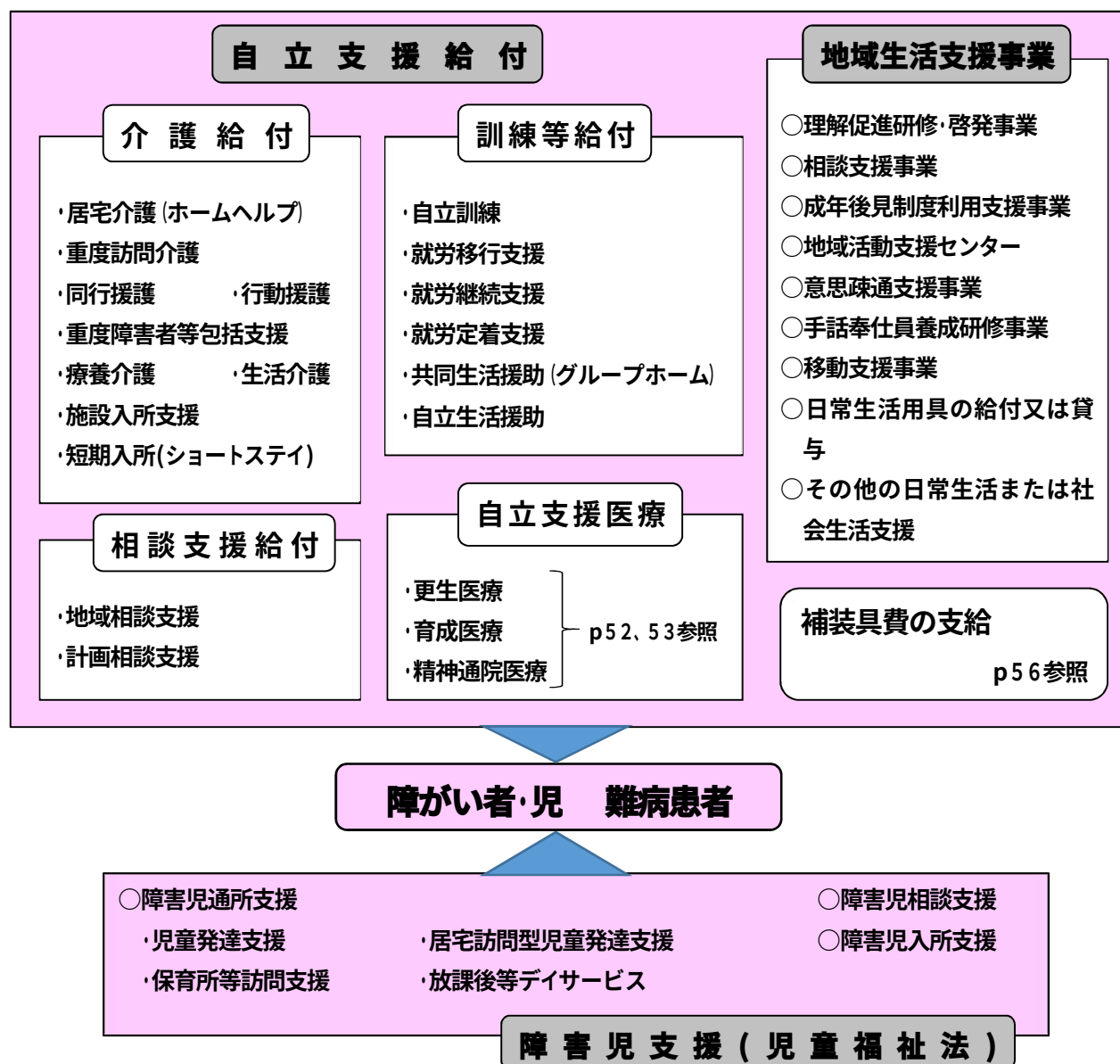


4 障害者総合支援法等

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が、平成25年4月1日に施行されました。これにより、従来の身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病の方もサービスの対象となりました。（対象疾病は131～134ページ参照）

対象者				
身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等	障がい児

1. サービスの仕組み



2. サービスの内容

[介護給付]

○居宅介護(ホームヘルプ)

居宅での入浴・排せつ・食事の介護や通院の介助等を行います(介護保険対象者は原則介護保険が優先になります)。

(1) 対象

①障害支援区分1以上の方

※通院等介助を利用する場合、区分2以上が必要になることがあります。

②障がい児はこれに相当する心身の状況の方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 ☐児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐難 ☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする方に、居宅での入浴・排せつ・食事の介護や外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

(1) 対象

障害支援区分4以上で次の①又は②のいずれかに該当する方

①次の(ア)、(イ)のいずれにも該当している方

(ア)二肢以上にまひがある方

(イ)障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている方

②行動障がいを有する方

※ただし、児童の場合は、15歳以上で子ども家庭総合センター所長の判定を受けている方が対象です。

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 知 児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、地域で暮らすため外出時に必要な援助等を行います。

(1) 対象

視覚障がいがあり同行援護判定基準を満たしている方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要である方に対し、当該障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するための援助等を行います。

(1) 対象

障害支援区分3以上(障がい児はこれに相当する心身の状況の方)で、行動援護判定基準を満たしている方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 知 児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(1) 対象

障害支援区分6で、意思疎通に著しい困難がある方のうち、四肢のまひ及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方

(児童の場合は、15歳以上で区市町村審査会での意見を聞いたうえで支給の要否が判断されます)

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 知 児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います(介護保険対象者は原則介護保険が優先になります)。

(1) 対象

- ①障害支援区分1以上の方
- ②障がい児はこれに相当する心身の状況の方
- ※医療型については別途要件あり

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 知 児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○療養介護

病院において機能訓練・看護・介護等、必要な医療と常時介護を要する障がい者に対して、主に昼間、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の介護を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(1) 対象

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で次に掲げる方。

- ①障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ②障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する方
 - (ア)重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者
 - (イ)医療的ケアの判定スコアが16点以上の方
 - (ウ)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上で、医療的ケアスコアが8点以上の方
 - (エ)遷延性意識障がいがあり、医療的ケアの判定スコアが8点以上の方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

1 日に利用できる事業所は 1 か所です。2 か所以上の同日利用はできません。

(1) 対象

障害支援区分3（障害者支援施設入所者は区分4）以上の方。ただし50歳以上の方は、区分2（障害者支援施設入所者は区分3）以上。

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

（所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています）

< 問合せ > ☐身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(1) 対象

①生活介護を受けている方であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の方は区分3）以上である方

②自立訓練又は就労移行支援を受けている方であって、入所により訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

（所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています）

< 問合せ > ☐身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

【訓練等給付】

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1 日に利用できる事業所は 1 か所です。2 か所以上の同日利用はできません。

(1) 対象

①機能訓練：地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が

必要な障がい者

②生活訓練：地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○宿泊型自立訓練

地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって日常生活能力の向上のために必要な支援を行います。

(1) 対象

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用して、帰宅後における生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の支援を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1) 対象

就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1) 対象

①A型(雇用型)……企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方(利用開始時65歳未満の方)

②B型(非雇用型)…就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

難 精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、日常生活又は社会生活に関しての相談や助言といった支援を行います。

(1) 対象

上記サービスを利用して、新たに通常の事業所に雇用されてから6か月を経過した障がい者

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

難 精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

(1) 対象

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(18歳以上)

※介護が必要な場合は障害支援区分を取得する必要があります

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○自立生活援助

自宅で生活をする方に訪問や相談対応を行い、自立した日常生活を送るために必要な援助を行います。

(1) 対象

- ①障害者支援施設やグループホームを利用したことがあり、現在は居宅生活を送っている方
- ②居宅で自立した日常生活を送ることが難しい障がい者

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

[地域相談支援給付] ※費用負担なし

○地域移行支援

施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、住居の確保等地域生活への移行に関する相談その他の支援を行います。

(1) 対象

以下のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方

- ①施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者
- ②精神科病院に入院している精神障がい者
- ③救護施設又は更生施設に入所している障がい者
- ④刑事施設、少年院に収容されている障がい者
- ⑤更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○地域定着支援

居宅で単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障がい特性により対応が困難な緊急の事態への対応や、相談その他の必要な支援を行います。

(1) 対象

①単身で、緊急時の支援が見込めない状況にある方

②同居家族等が障がい・疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方

※施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も含まれます。

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

[計画相談支援給付] ※費用負担なし

○サービス利用支援／障害児支援利用援助、継続サービス利用支援／継続障害児支援利用援助

障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する際に、生活環境やサービスの利用意向等を勘案して、利用サービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

また、支給決定後は、モニタリングと呼ばれる、サービス内容を活用できているかどうかの確認を定期的に行い、必要があれば計画変更をします。

(1) 対象

障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用するすべての障がい者(児)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

[障害児通所支援(児童福祉法)]

○児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1) 対象

①障がいのある未就学児

②通所による療育が必要な方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1) 対象

障がいのある就学児

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > **身 知** 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○保育所等訪問支援

保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応に課題のある児童に対して支援を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対して支援方法を指導するなど専門的な支援を行います。

(1) 対象

保育所、小学校等に通園・通学していて、専門的な支援が必要な障がいのある児童

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > **身 知** 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識の習得、集団生活への適応訓練といった支援を行います。

(1) 対象

重度の障がい又はこれに準ずる状態で、児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるための外出が著しく困難である障がい児

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

[障害児入所支援(児童福祉法)]

○福祉型障害児入所施設

障害児入所施設等で、児童に対して保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。

(1) 対象

障害児入所施設等に入所している身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童

○医療型障害児入所施設

障害児入所施設等で、児童に対して保護、日常生活の指導、知識・技能の付与及び治療を行います。

(1) 対象

障害児入所施設等に入所または指定医療機関に入院している知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童又は重症心身障がい児

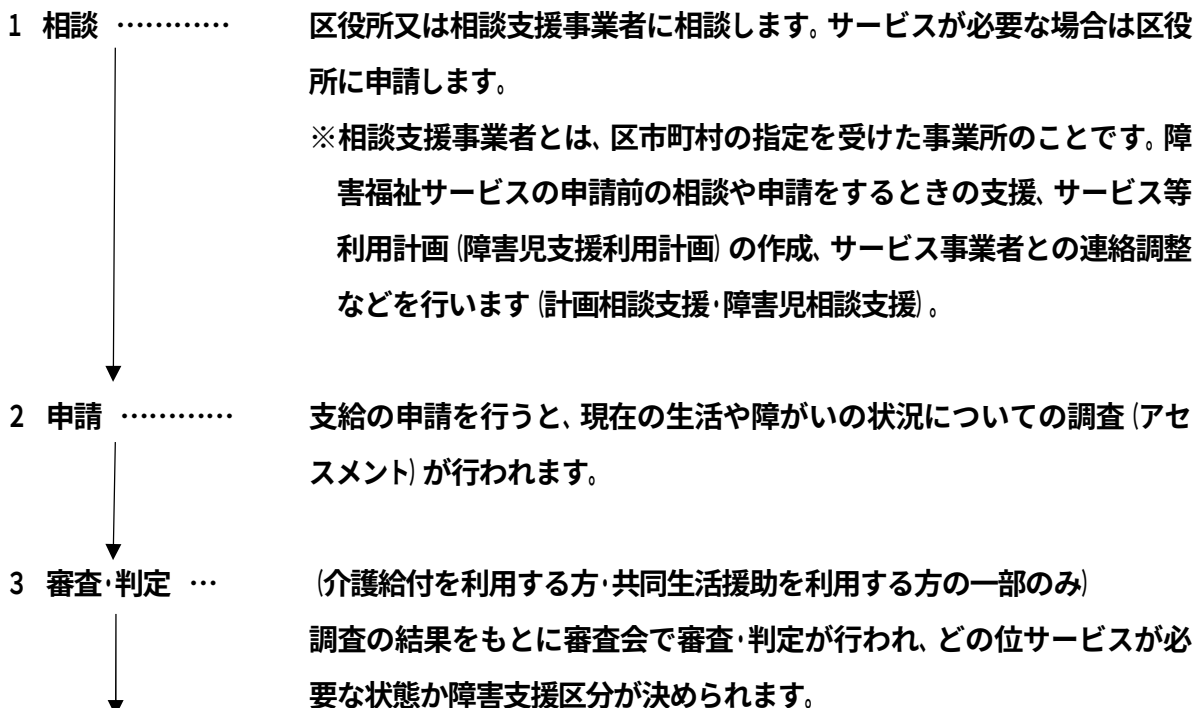
< 問合せ > 荒川区子ども家庭総合センター 荒川区荒川 1-50-17

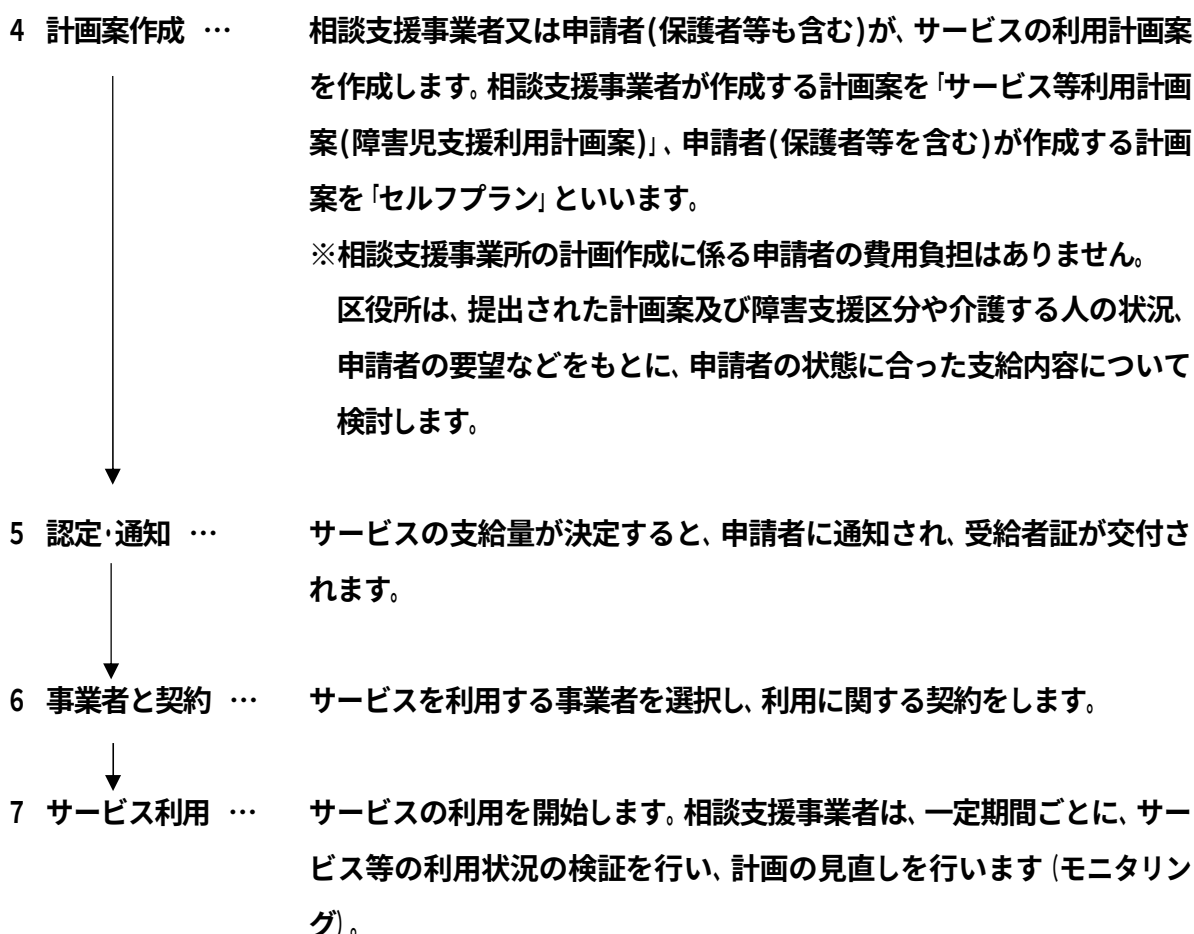
電話 3802-3765 FAX 3802-3787

3. 障害福祉サービス・障害児支援の利用までの流れ

介護給付と訓練等給付をあわせて、障害福祉サービスとよびます。

相談支援給付の地域移行支援・地域定着支援も、利用までの流れは障害福祉サービスと同様です。





4. 障害福祉サービス・障害児支援等を利用したときにかかる費用

原則、所得に応じた自己負担がかかります。また、下記の減免制度があります。

[自己負担(利用者負担)]

(1) 障がい者

所得に応じた4つの区分により、負担する額の上限が決められています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※入所施設の食費・光熱水費、グループホームの食費・光熱水費・家賃等は実費負担(自己負

担)です。ただし、申請により補足給付費が支給される場合があります。

(2) 障がい児

所得に応じた4つの区分により負担する額の上限が決められています。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般 2	上記以外		37,200円

[減免制度]

(1) 障がい者及び障がい児

① 荒川区の障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者負担の軽減

通所・在宅サービス利用者に対し、次のような軽減策を実施します。

- ・ 利用者負担を、10%から3%に軽減
- ・ 通所施設利用者の食費を50%に軽減(区立施設のみ)
- ・ 所得に応じた区分が一般2に該当する方の、負担上限月額を50%に軽減

(2) 未就学児

① 就学前3学年の利用料無償化(障害児通所支援及び障害児入所支援利用者)

満3歳になって初めての4月1日から3年間の利用者負担額が無償化されます。

※ただし、医療費や食費等の実費で負担するものは無償化の対象となりません

② 無償化前の利用者負担額の減免(障害児通所支援) ※令和7年9月1日から

無償化対象前の未就学児(0歳から満3歳になって初めての3月31日まで)で、一定の要件に該当する場合、利用者負担が減免されます。

③ 荒川たんぽぽセンターの障害児通所支援にかかる利用者負担はありません。

[その他]

(1) 高額障害福祉サービス等給付費

以下のサービスを利用した際の、世帯におけるひと月の自己負担額を合算し、一定の基準額を超えた分が区役所に申請すれば償還が受けられます。

- ① 障害福祉サービス
- ② 補装具費(同一人が①を併用している場合)

③介護保険(同一人が①を併用している場合)

④障がい児の通所支援

⑤障がい児の入所支援

※必要な書類等、詳しくは障害者福祉課障害サービス係(電話 3802-3417)までお問い合わせください。なお、申請には対象となる月の各サービスの領収書が必要になります。

(2) 新高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年以上、以下の特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した際に自己負担額が申請により償還されます。

①居宅介護

②重度訪問介護

③生活介護

④短期入所

※必要な書類等、詳しくは障害者福祉課障害サービス係(電話 3802-3417)までお問い合わせください。

5. 地域生活支援事業

相談支援	13～19ページをご覧ください。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 (対象) 身体障害者手帳か愛の手帳をお持ちの方もしくは通院している精神障がい者 (窓口) 身 知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057 精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542
移動支援	58ページをご覧ください。
日中一時支援	60ページをご覧ください。
意思疎通支援	手話通訳者の派遣等 (64ページをご覧ください。)
日常生活用具の給付又は貸与	57ページをご覧ください。
住宅設備改善	57ページをご覧ください。
巡回入浴サービス	70ページをご覧ください。
自動車運転教習費の助成	116ページをご覧ください。
自動車改造費の助成	116ページをご覧ください。

6. 地域生活支援事業(スクラムあらかわ)

障がい者(児)の地域生活を包括的に支援するサービスを提供します。利用者の方は、あらかじめ健康診断書等の提出が必要となります。

(1)対象

区内に住所を有する身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)。ただし、次のいずれかに該当する方は、ご利用になれません。

- ①入院中及び入所中の方
- ②感染性疾患を有する方
- ③その他障がいの程度、状態等により施設において介護することが困難な方

(2)内容

- ①日中一時支援 ②施設入浴 ③地域活動支援センター

なお、いずれかの利用者に限り、相談支援及び移動支援(車両移送型)が利用できます。

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

7. 障がい者虐待防止

(1) 内容

平成24年10月1日より、障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)が施行されました。

虐待を行わないこと、発見した場合は通報すること等が、定められています。

虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、障がい者の安定した生活や社会参加をすすめるための仕組みです。

(2) 虐待の種類

- ①身体的虐待 …………… 暴行、拘束など
- ②性的虐待 …………… わいせつな行為の強要など
- ③心理的虐待 …………… 暴言、差別的な言葉や態度など
- ④放棄・放任(ネグレクト) …………… 長時間の放置、食事などをさせないなど
- ⑤経済的虐待 …………… 財産や年金などを勝手に使うこと

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542
(時間外・休日) 荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター
電話 3802-3151

8. 障がい者差別解消

(1) 内容

平成28年4月1日より、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が施行されました。

国、区市町村及び民間事業者等が、障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が人格と個性を尊重しあえることを目的に定められています。

(2) 求められること

① 不当な差別の取扱いの禁止

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービス等の提供を拒否すること等は禁止されています。

(例) 障がいを理由に窓口対応を拒否する等

② 合理的配慮の提供

障がいのある人から配慮を求める意思表示があった場合、社会的障壁を取り除くよう配慮しなければなりません。

令和6年4月1日より、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

(例) 段差がある場合に、車いす利用者等の補助をする。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542
(時間外・休日) 荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター
電話 3802-3151